

## 入 札 説 明 書

この説明書は、制限付き一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。この入札を次のとおり実施する。

### 1 契約担当者等

支出負担行為担当者 社会福祉法人北海道家庭学校 理事長 家村 昭矩

### 2 入札に付する事項

- 1) 工 事 名：北海道家庭学校チーズ・バター工房改修工事
- 2) 工事場所：北海道紋別郡遠軽町留岡34番地
- 3) 工事期間：契約日の翌日から平成31年3月15日まで
- 4) 工事概要：旧寮舎をチーズ・バター工房へ改修する工事  
(詳細は別途設計図、設計書による。)

### 3 入札に参加する者に必要な資格

入札参加希望者については、単独の企業又は共同企業体の場合に構成員が次の要件を全て満たしていること。

#### 1) 要件

- ①北海道における建築工事の競争入札参加資格が「A」「B」に格付けされていること。
- ②道内に建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する営業所（本店又は支店若しくは政令で定めるこれに準ずるもの）を有する者、又はその者が共同企業体の構成員であること。
- ③本工事の入札執行の日までの間に、北海道の競争入札参加資格指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者（指名停止を受けたが、既にその停止期間を終了している者を除く）であること。
- ④遠軽町内または湧別町内に主たる営業所（建設業許可申請書別表（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）様式第1号別紙の「主たる営業所」の欄に記載されているものをいう。）を有すること。
- ⑤発注工事に係る設計業務等の受託者又は、当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある業者でないこと。
- ⑥本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事に専任で配置できること。
- ⑦現場代理人を工事に専任で配置できること。

#### 4 入札の参加資格審査申請

##### 1) 申請書等

入札参加資格者は、次の書類を提出しなければならない。

- ①制限付一般競争入札参加資格審査申請書（道様式に準ずる）
- ②共同企業体競争入札参加申請書（経常建設共同企業体）及び共同企業体協定書  
⇒単独の企業による参加申請の場合、不要。
- ③北海道の「資格決定通知書」の写し

##### 2) 提出期間

- ①平成30年10月30日（火）から平成30年11月5日（月）まで
- ②上記期間中、日曜日は除く。
- ③受付時間は、午前9時から午後5時まで（土曜日は午前9時から午前12時まで）

##### 3) 提出場所

- ①社会福祉法人北海道家庭学校 事務室

##### 4) 提出方法

- ①持参することとし、郵送又はFAXによるものは受け付けない。

##### 5) その他

- ①資料の作成に要した経費は、入札参加者の負担とする。
- ②提出された資料は、返却しない。
- ③提出された資料は、無断で他人に使用しない。
- ④入札参加申請をしたものが全て入札に参加できるとは限らない。

#### 5 入札参加資格の審査

この入札は、制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が3に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を平成30年11月7日（水）までに書面（参加資格通知書）により通知する。

#### 6 契約条項を示す場所

北海道紋別郡遠軽町留岡34番地  
社会福祉法人北海道家庭学校 0158-42-2546

#### 7 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 北海道紋別郡遠軽町留岡34番地  
社会福祉法人北海道家庭学校 音楽室
- (2) 入札日時 平成30年11月27日（火） 午前10時00分
- (3) 開札場所 (1) に同じ
- (4) 開札日時 (2) に同じ

- 8 送付による入札  
認めない。
- 9 入札保証金及び契約保証金
  - 1) 入札保証金 免除する。
  - 2) 契約保証金  
契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付すること。
- 10 入札書記載金額  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 11 消費税等課税事業等の申出  
落札者となった者は、落札決定後、速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
- 12 分別解体等の実施の義務付け  
この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条に基づき分別解体等の実施が義務付けられた工事であるため、契約に当たり再資源化等に要する費用、解体工事に要する費用、分別解体等の方法、再資源化等をするための施設の名称及び所在地を契約書に記載する必要があることから、特記仕様書に記載された特定建設資材廃棄物、搬出数量等を参考に再資源化等に要する費用及び解体工事に要する費用を含めて見積もった上で、入札を行ってください。
- 13 図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）の閲覧等
  - 1) 閲覧期間  
平成30年11月9日から平成30年11月22日まで（休日を除く。）  
毎日午前9時から午後5時まで
  - 2) 閲覧場所  
北海道紋別郡遠軽町留岡34番地  
社会福祉法人北海道家庭学校 事務室
  - 3) 閲覧内容  
設計図書及び仕様書の配布。
- 14 支払条件
  - 1) 前金払、中間前金払及び部分払、それぞれについて行わない。
  - 2) 本工事の代金は、工事完了後に全額を支払う。
  - 3) 火災保険付保を要する。

15 契約書作成の要否  
必要とする。

16 最低制限価格  
設定しない。

17 その他

- 1) 初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。
- 2) 入札執行時に競争入札参加資格があることが確認された旨の「制限付一般競争入札参加資格結果通知書」の写しを提出すること。
- 3) 開札の時に、3に規定する資格を有しない者のした入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- 4) 3の⑤の設計業務等の受託者  
北海道紋別郡遠軽町南町2丁目1-33  
高橋建築コンシール 0158-42-2546
- 5) 入札に参加する者は、競争入札心得、その他関係法令の規定を承知すること。